

○池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例

昭和55年7月1日条例第13号

注 昭和57年3月31日条例第8号より条文注記入る。

改正

昭和57年3月31日条例第8号

昭和58年1月27日条例第3号

平成3年12月26日条例第12号

平成4年3月31日条例第8号

平成6年10月1日条例第19号

平成7年7月1日条例第7号

平成10年9月28日条例第25号

平成11年3月23日条例第4号

平成13年3月30日条例第7号

平成16年6月29日条例第20号

平成18年9月28日条例第33号

平成20年3月31日条例第6号

平成22年9月29日条例第23号

平成26年9月29日条例第19号

平成26年9月29日条例第23号

平成29年9月28日条例第17号

池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭（以下「ひとり親家庭」という。）に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であって、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第4条に規定する児童扶養手当の支給要件に該当するもの及びその監護し、又は養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とする。

2 法第13条の2の規定に該当する者及びそれを監護し、又は養育する者で、本市の区域内に住所を有するものについては、前項の規定にかかわらず、対象者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により、国民健康保険法による被保険者（被保険者であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者（被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であった者を含む。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(3) 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例（昭和48年池田市条例第40号）又は池田市児童医療費の助成に関する条例（平成6年池田市条例第5号）の規定により医療証の交付を受けている者

(4) 対象者の前年の所得の額が、法第9条から法第11条までに規定する所得の額の計算方法により算出した額（規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合により算出した額を含む。）以上である者

(助成の範囲)

第3条 市長は、次に掲げる場合に医療費の助成を行い、その助成の額は、医療費に係る自己負担費用（国若しくは地方公共団体の負担による療養の給付が行われる場合又は社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われる場合は、その額を控除した額）から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）とする。

(1) 対象者が国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費（入院時食事療養費若しくは入院時生活療養費の給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）の支給を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、他の法令による医療に関する給付を受けたとき。

2 前項の規定にかかわらず、児童（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）に対して支給される国民健康保険法又は社会保険各法の規定による入院時食事療養費については、同項の規定による医療費の助成を行う。

(助成の方法)

第4条 市長は、医療費の助成を行うときは、助成額に相当する金額を健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下

これらを「医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、次条の規定による申請のあった日から第6条第1項の規定に基づく医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたときその他市長が特別の理由があると認めるときは、同項の規定に基づき医療証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)に直接支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(申請)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。

(医療証の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その資格を審査し、規則で定める医療証を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、文書の提示又は必要な事項の報告を求めることができる。

(助成の適用)

第7条 第3条の規定による医療費の助成は、第5条の規定による申請があつた日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。

(1) 対象者が本市に住所を有することとなった日から1月以内に申請を行う場合 当該本市に住所を有することとなった日

(2) 対象者のうち次項に掲げるものが月の途中で申請を行う場合(前号の場合を除く。) 当該申請を行った日の属する月の初日

3 前2項の規定にかかわらず、当該月において、配偶者と離別した者にあつては当該離別した日を、死別した者にあつては当該死別した日を、扶養義務者と生計を同じくしなくなった者にあつては当該扶養義務者と生計を同じく

しなくなった日を超えて遡って適用することはできない。

- 4 申請者が災害その他やむを得ない理由により第5条の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日の属する月の初日から開始する。

(医療証の提示)

- 第8条** 受給者が、大阪府内に住所を有する医療機関において、医療費の助成を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

- 第9条** 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

- 第10条** 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者がある時は、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

- 第11条** この条例による助成を受ける権利は、譲渡又は担保に供することができない。

(届出義務)

- 第12条** 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定に基づく死亡の届出義務者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(報告等)

第13条 市長は、医療費の助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第14条 市長は、受給者が、正当な理由なく前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第5条の規定は公布の日から施行する。

(助成の開始の特例)

2 平成4年4月1日から平成4年6月30日までの間に第5条の規定による申請があつた場合に限り、第7条の規定にかかわらず、医療費の助成は平成4年4月1日から開始する。

(対象者の特例)

3 平成10年7月31日において、対象者であつた者のうち児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第224号)第1条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令の規定により対象者でなくなつたもので、改正前の児童扶養手当法施行令の規定を適用した場合において、第2条第1項又は第2項に該当することとなる者は、平成10年8月1日から平成11年10月31日までの間は、同条第1項又は第2項に規定する

者とみなす。

附 則（昭和57年 3 月31日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和58年 1 月27日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年12月26日条例第12号）

この条例は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月31日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の池田市母子家庭等医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の疾病又は負傷に係る医療費の助成について適用し、同日前の疾病又は負傷に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の池田市母子家庭医療費の助成に関する条例第 6 条の規定により交付した医療券は、改正後の条例第 6 条の規定により交付した医療証とみなす。

附 則（平成 6 年10月 1 日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 6 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例等の規定は、この条例の施行の日以後の食事の提供に係る医療費の助成について適用

し、同日前の食事の提供に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月1日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成10年9月28日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月23日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第7号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月29日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定については、この条例の施行日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 池田市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例を廃止する条例（平成16年池田市条例第22号）による廃止前の池田市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例第2条第1項第2号に規定する者が同条例第5条の規定によって行った申請は、改正後の条例第5条の規定によって行った申請とみなす。

附 則（平成18年9月28日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例、池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例及び池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び池田市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 第3条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第2条第3項第1号及び第2号の規定は、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年9月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、平成22年8月1日から適用する。

附 則 (平成26年9月29日条例第19号)

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月29日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月28日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の池田市老人医療費の助

成に関する条例（以下「旧老人医療費助成条例」という。）の規定による医療証の交付を受けている者（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）に係る施行日から平成30年10月31日までの間における医療費の助成については、旧老人医療費助成条例の規定は、施行日以後も、なお従前の例による。この場合において、医療費の助成については、旧老人医療費助成条例の規定（同条例第2条の対象者に係る規定を除く。）をそれぞれ第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例（以下「重度障がい者医療費助成条例」という。）の相当規定に読み替えて適用するものとする。

- 6 重度障がい者医療費助成条例、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（以下「新ひとり親家庭医療費助成条例」という。）及び第3条の規定による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例（以下「新児童医療費助成条例」という。）の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 7 第1条の規定による改正前の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例、第2条による改正前の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び第3条による改正前の池田市児童医療費の助成に関する条例の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出については、施行日以後においては、重度障がい者医療費助成条例、新ひとり親家庭医療費助成条例及び新児童医療費助成条例の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出とみなす。
- 8 附則第6項の規定にかかわらず、重度障がい者医療費助成条例、新ひとり親家庭医療費助成条例及び新児童医療費助成条例に規定する精神病床への入

院に係る医療費の助成については、施行日以後にこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づき新たに対象者となる者について適用し、施行日前におけるこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定による医療証の交付を受けている者（施行日前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）に係る当該医療費の助成については、施行日から平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、改正前の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、重度障がい者医療費助成条例の相当規定に読み替えて適用するものとする。

- 12 この条例の施行の際現に旧老人医療費助成条例に基づく医療証の交付を受けている者については、新ひとり親家庭医療費助成条例第2条第1項の規定にかかわらず、当該医療証の効力を失うまでの間は、同項の規定に基づく対象となることはできないものとする。

（準備行為）

- 16 重度障がい者医療費助成条例の規定、新ひとり親家庭医療費助成条例の規定及び新児童医療費助成条例の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定の例により行うことができる。